令和５年度香川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等を目的として、第２条に規定する補助事業者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、令和５年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和５年５月８日付け医政発０５０８第１２号・健発０５０８第６号・薬生発０５０８第４号厚生労働省医政局長・健康局長・医薬・生活衛生局長連名通知の別紙。以下「実施要綱」という。）、令和５年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和５年５月８日付け厚生労働省発医政０５０８第１３号・厚生労働省発健０５０８第１０号・厚生労働省発薬生０５０８第５８号厚生労働事務次官通知の別紙。以下「交付要綱」という。）及び香川県補助金等交付規則（平成１５年規則第２８号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付の対象）

第２条　この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は実施要綱により、県が適当と認めるものとし、補助金の交付を受けて補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）、基準額又は上限額、補助対象経費及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

（交付額の算定方法）

第３条　この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

別表の第１欄に定める事業区分ごとに、第３欄に定める基準額又は上限額と第４欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第５欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第４条　この補助金の交付を受けようとする者は、第１号様式による申請書に、事業実施計画その他の関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出するものとする。

（交付の条件）

第５条　この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

（１）各事業実施計画の範囲を超えて補助金の配分を調整する場合は、知事の承認を受けなければならない。

（２）事業実施計画を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、第２号様式による変更承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

（３）事業実施計画を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

（４）事業実施計画が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（５）事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「適正化令」という。）第 １４ 条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

（６）知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（７）事業実施計画の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（８） 実施要綱３（２）ウ（ア）及び３（16）に規定する新型コロナウイルス感染症患者等の病床確保事業における病床確保に関して、３（２）エ（エ）及び３（16）エ（エ）に規定するとおり、新型コロナウイルス感染症患者等の入院受入要請があった場合は、正当な理由なく断ってはならない。

（９） 実施要綱３（２）ウ（ア）及び３（16）に規定する新型コロナウイルス感染症患者等の病床確保事業における病床確保に関して、同３（２）エ（オ）及び（カ）並びに３（16）エ（エ）に規定するとおり、G-MIS 等により、入力を確実に行うことにより入院受入状況等を正確に把握出来るようにしなければならない。

（10）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）には、第４号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度５月３１日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（11）帳簿等の保存は、次のとおりとする。

　　ア　補助事業者が市町の場合

補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第６号様式による調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

　　イ　補助事業者が市町以外の場合

　　　　補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第１４条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

　（12）実施要綱３（２）ウ（ア）及び３（16）における病床確保料について、同３（２）エ及び３（16）エ留意事項が適切に実施されていない場合においては、病床確保料の交付の執行停止を行うことがありうる。

（13）市町は、適切と認める法人格を有する団体等に間接補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア　（１）から（10）までに掲げる条件

この場合において、（１）から（４）、（６）及び（10）の規定中「知事」とあるのは「市町長」と、「県」とあるのは「市町」と、「第４号様式」とあるのは「第５号様式」と、「知事の承認」とあるのは「市町長の承認」と読み替えるものとする。

イ　間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支

出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14 条第１項第２号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（14）県が付した条件に基づき市町長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

（15）間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方

　消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全

　部又は一部を県に納付させることがある。

（概算払）

第６条　知事は、必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付

することができる。

（変更申請手続）

第７条　補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には、第４条に定める申請手続に従い、別に定める日までに行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

第８条　知事は、第４条又は第７条に定める申請書が到達した日から起算して原則として１月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（実績報告）

第９条　交付金の事業実績報告は、当該年度の事業が完了したときは、第３号様式による事業実績報告書に関係書類を添えて、翌年度４月１０日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日から起算して１か月を経過した日）又は別に定める日のいずれか早い日までに知事に提出して行わなければならない。

（額の確定）

第10条　第９条の実績報告の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条　この補助金の返還は、次により行うものとする。

(１) 知事は、実施要綱３（２）ウ（ア）及び３（16）における病床確保料について、同３（２）エ及び３（16）エ留意事項が適切に実施されていない場合においては、期限を定めて、当該補助金について県に返還することを命ずる。

(２)知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

（その他）

第12条　特別の事情により第３条、第４条、第７条及び第９条に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

　　附　則

　この要綱は、令和５年４月５日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

　この要綱は、令和５年５月８日から施行する。